その他告示

○宮内庁告示第十五号

令和八年一月二日、皇居において、新年一般参賀を次のとおり行う。

令和七年十二月二日

宮内庁長官　西村　泰彦

一　参賀者は、午前九時三十分から午後二時十分までに正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門又は乾門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○総務省告示第三百八十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月二日

総務大臣　林　芳正

一　名称　ミクロネシア等における人道支援・災害救援共同訓練（クリスマス・ドロップ）実施部隊

二　国外派遣期間　令和七年十二月三日から令和七年十二月十六日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム島

○法務省告示第百四十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月二日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

堀内　伸浩

○外務省告示第四百四十三号

令和七年十一月四日にニューヨークで、スーダン共和国における紛争の影響を受けた地域における小学校再開計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における小学校再開計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億三千五百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　マンディープ・オブライエン国際連合児童基金公的パートナーシップ局長

令和七年十二月二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百四十四号

令和七年十一月十日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　内田立国在モーリタニア大使

モーリタニア側　アブダッラー・スレイマン・シェイフ・シディヤ経済・開発大臣

令和七年十二月二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百四十五号

令和七年十一月七日にプノンペンで、円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の平成二十九年八月七日付けの交換公文に従ってカンボジア王国政府に供与されることになったシハヌークビル港新コンテナターミナル整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がカンボジア王国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十一月七日まで延長される旨の口上書の交換が、カンボジア王国政府との間に行われた。

令和七年十二月二日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字木曽内一二七六、一二七八、字桑原内一三六五、字ケ入二〇六五の一、二〇六六、二〇六七、字薬師入二〇六八、二〇六九の一、二〇六九の三、二〇七〇、二〇七二の一、二〇七二の四、二〇七三から二〇七七まで、二〇八二、二〇八三の一、字栃窪二〇八六の二、二〇八七の一、二〇八七の三、字長ノ山二〇八九の一、字木曽入二〇九〇の一、二〇九〇の二、字脇ノ入二三四九、二三五一から二三五三まで、字イケノト屋二三五四、字広久保二三五五の二、二三五七の一、二三六〇、字檜木戸屋二三六二、字池ノ南二三七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師入二〇七五から二〇七七まで・二〇八二・二〇八三の一・字脇ノ入二三五一から二三五三まで・字檜木戸屋二三六二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県足利市田島町字薬師部二一〇一から二一〇三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師部二一〇一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字薬師入二〇七一の一、二〇七一の三、二〇七九、二三六八、字檜木戸屋二三六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師入二〇七九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）